

J M R C 関東登録クラブ 各位

2021年11月吉日
J A F 関東地域クラブ協議会
(J M R C 関東)2022年度J M R C 関東 年会費2022年度スポーツ安全加入費用・見舞金制度加入費用につきまして

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染状況は、徐々に落ち着いてきてはおりますが、新型コロナウイルス感染防止対策に係る活動制限により、クラブ活動に影響が出ている状況におかれまして、2022年度年会費につきましては、2021年度と同様に特例措置を下記の通り対応させていただきます。

また、2022年度スポーツ安全保険・見舞金制度につきましても下記の通りご案内させていただきます。

新型コロナウイルス感染防止として、会議の開催が遅れた為、ご案内が遅れました事、お詫び申し上げます。 敬具

記

1. 2022年度J M R C 関東登録 年会費 特例措置

J M R C 関東規約(第20条 会費)「1 団体正会員」に定める金額を「**半額**」とさせていただきます。

又、J M R C 関東規約(第22条 会費使途)「2 支部運営費の分配(1)」に定める比率を50%から**100%**とさせていただきます。

例：公認クラブ様年会費10万円を2022年度は5万円に
クラブ様からお預かりしました5万円をそのまま支部運営費に充当

2. スポーツ安全保険加入費用

C区分： 2,750円 (掛金1,850円+登録料900円)

B区分： 2,100円 (掛金1,200円+登録料900円)

A区分： 1,200円 (掛金 800円+登録料400円)

3. J M R C 関東見舞金制度加入費用

J M R C 関東見舞金制度：3,000円 (掛金2,100円+登録料900円)

但し、見舞金制度とスポーツ安全保険両方に加入される場合は、掛金のみ2,100円となります

スポーツ安全保険にJ M R C 関東を通して団体で加入するメリットは、所属クラブ員の方がお一人で他クラブ主催のイベント(走行会や練習会等も含みます)に参加される時でも、その主催者がJ M R C 関東を通じてスポーツ安全保険に加入されていれば、補償対象になるという点です。

保険加入に関しては、クラブ単位での年度初回加入申込み条件は、**4名**以上となりますが、これはC、B、A区分合計で4名でも有効です。

尚、J M R C 関東登録、スポーツ安全保険、見舞金制度の関連事項は、J M R C 関東のホームページからプリントアウトできます。

J M R C 関東公式ホームページ <http://www.jmrc-kanto.org/>

以上

JMRC関東年会費 ・ 支部運営費に係る特例措置:

対象	特例措置	特例措置期間
2022年度加盟登録 申請クラブ・チーム	JAF関東地域クラブ協議規約第20条「会費」「1 団体正会員」に定める金額を 半額 とする措置を適用させていただきます	2022年12月 末日までの間
	JAF関東地域クラブ協議規約第22条「会費の使途」「2支部運営費の配分(1)」に定める比率を50%から 100% とする措置を適用させていただきます	

例:公認クラブ様年会費 10万円 → 5万円
 クラブ様からお預かりしました5万円をそのまま支部運営費に充当

●JAF関東地域クラブ協議会規約 抜粋

第 20 条 会費

- 1 団体正会員 (1) J A F 公認団体 30万円/年間 → **15万円/年間**
 (2) J A F 加盟団体 15万円/年間 → **7万5千円/年間**
 (3) J A F 準加盟団体 10万円/年間 → **5万円/年間**
 (4) J A F 公認クラブ 10万円/年間 → **5万円/年間**
 (5) J A F 加盟クラブ 3万円/年間 → **1万5千円/年間**
 (6) J A F 準加盟クラブ 1万円/年間 → **5千円/年間**
 (7) J M R C 関東承認チーム 1万円/年間 → **5千円/年間**
 (承認チーム: 入会金5千円)
- 2 賛助会員 一口10万円/年間

第 22 条 会費の使途

会費は、下記のとおり、JMRC関東の運営費として使用する。

- 1 運営費は次の経費に充てられる。
 - (1) 第4条に定める活動に必要な経費
 - (2) 支部運営費
 - (3) 専門部会補助金
 - (4) 事務局経費
 - (5) その他、財務委員会で審議され運営委員会で承認された経費
- 2 支部運営費の配分
 - (1) 団体正会員会費の内50%を支部運営費に充当する。 → **100%**
 なお、支部運営費の配分は各支部に所属する団体正会員数によって割り当てる。
 - (2) 支部運営費の最低充当額は5万円とする。所属する団体正会員数による配分が当該年度5万円に満たなかった場合は、JMRC関東の運営費から差額を次年度に充当する。
- 3 運営費の残金は、翌年度に繰り越すものとする。